

1. 基礎情報

		担当課名	都市計画課
事業名	次期都市計画マスタープラン及び立地適正化計画検討策定事業		
事業区分	新規事業	施策体系	3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち
会計区分	一般会計	(1)	適切な土地利用の推進
補助金等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input checked="" type="checkbox"/> 国 <input checked="" type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 無	①	土地利用
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> その他 ()	取組No.	101 <small>社会・経済情勢やまちづくりに関する施策等が大きく変化した場合には、必要に応じて都市計画マスタープランの見直し検討を行います。</small>
根拠法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	名称	都市計画法、都市再生特別措置法
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度(平成 年度) <input type="checkbox"/> 単年度繰返(平成 年度～継続) <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度(平成29年度～平成32年度)		

2. 事業の概要

現状・課題	平成22年度に策定した生駒市都市計画マスタープランの目標年次は平成32年度であり、平成33年度からの新たな都市計画マスタープランの策定が必要である。また、高齢化がますます進む中で、市街地の拡散を防止するため、居住誘導区域と都市機能誘導区域を定め、ネットワーク型のコンパクトシティの形成を図る立地適正化計画の策定も併せて検討する必要がある。			
目的・意図	〔当該事業を実施することによって何をめざすか〕 平成22年度末に策定した生駒市都市計画マスタープランは、平成26年9月に生駒市総合計画の一部改訂を受け、一部変更を行ったが、当初策定から既に6年が経過しており、上位計画である生駒市総合計画も社会経済情勢の変化や多様な地域課題に対応する必要があるとして、平成30年度末に改定される予定である。このようなことから、現マスタープランをベースに、立地適正化計画の策定検討も併せ、更なるコンパクトシティの形成に向け、平成42年を目標年次とした都市計画マスタープランの見直しや立地適正化計画の検討策定を行う。			
事業の概要 (全体計画)	事業の対象	都市計画マスタープラン・立地適正化計画 (対象数: 2)		
	総事業費 (平成 29年度～平成 32 年度)	27,341千円		
	都市計画マスタープランは、都市構造、土地利用、自然的環境などに係る考え方や方針を示すものに対し、立地適正化計画は、公共施設の再編、公有財産の最適利用、財政、医療・福祉、農業、防災等のまちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、それらの関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要がある。このようなことから、庁内関係課による検討委員会、有識者等による計画検討策定委員会での検討を経て、計画素案を作成する。素案作成後は、パブリックコメント、都市計画審議会、市議会への報告を経て、計画策定する。			
各年度の概要※	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	○先進地事例調査研究	○庁内検討委員会の設置 ○コンサル委託(現況把握・会議運営等)508千円	○コンサル委託(基礎調査・課題抽出等) 14,800千円 ○計画検討策定委員会開催委員報酬等 192千円	○コンサル委託(計画素案作成) 10,857千円 ○計画検討策定委員会開催委員報酬等 384千円
	事業費A (千円)	508	14,992	11,241
	※国・県支出金		3,750	3,150
起債				
その他の特財				
一般財源	508	11,242	8,091	
職員従事者数(人・年)B	0.2	0.5	1.5	1.5
人件費C=B×6,700千円	1,340	3,350	10,050	10,050
概算コスト A+C	1,340	3,858	25,042	21,291

※各年度の概要及び事業費は予算議案が確定する前のものが含まれています。

3. 必要性・有効性・効率性・発信性

(事業実施に当たって、具体的にどの程度市民ニーズがあるか、事業実施による効果や成果はどの程度か、事業費や職員従事者数等を踏まえて事業効率を図っているか、事業の先進性や独自性などシティプロモーションに寄与するかなど、また、過去に議会で一般質問や要望があった場合など特筆すべき内容を記入してください。)
都市計画マスタープランは、都市計画法の規定により、基本構想に即し定めるものとされており、住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すものである。また、立地適正化計画については、市の基本構想に即するとともに、都市計画マスタープランとの調和が保たれたものでなければならず、策定された際には都市計画マスタープランの一部とみなされる。

4. その他特記事項

次期都市計画マスタープランの計画期間:平成33年～平成42年(10年間) 立地適正化計画策定に係る事業費については、奈良県とのまちづくり包括協定締結による、県費補助を見込んでいる。
